

事業再評価調書

事業名		中之島西公園事業	
担当		建設局 公園緑化部 調整課 計画担当（連絡先：06-6469-3835）	
1 再評価理由		国庫補助事業で事業再評価した年度から5年間が経過後の年度で継続中のもの（国庫補助事業であったが平成22年度より交付金化）	
2 事業概要	所在地	北区中之島6丁目	
	事業目的	中之島西公園は大阪の国際・文化・情報化などの新しい機能をもった中高層の建築物の整備に伴い、新しい都市景観の形成が進む中之島西部の西端に位置している。また、中之島周辺は、水都大阪の再生に向けた様々な水辺事業が展開されている。これらの動きにあわせ、水辺を活かした緑地やオープンスペースを確保することにより、大阪のシンボルにふさわしい景観づくりを目指す。また、本公園は都心部に位置し、ホテルや高層ビルの立ち並ぶ中之島西部地区に位置するため、都市景観の向上ならびに災害時における一時避難場所となる、防災公園としての機能充実を図る。	
	事業内容	【事業規模（事業認可区域面積）】約0.63ha 【事業内容】園路広場整備，植栽工等	
3 事業の必要性の視点	事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の財政状況の悪化に伴い、新設関連公園事業費は平成9年度が約329億円であったのに対し、平成24年度は約14億円で約1/23に激減している。 ・本市の都市公園市民一人当たり面積は3.51㎡/人（平成25.4時点）で、政令市平均6.61㎡/人（平成24.3時点）の約半分となっており、政令市の中では最低値となっている。 ・近年の厳しい財政状況の中、公園事業費は年々減少しており、予算確保がますます難しい状況となっている。 	
	定量的効果の具体的な内容	用地取得率は約96.8%、事業進捗率は約95.2%とともに高いため、費用便益分析については行わない。	
	費用便益分析	用地取得率は約96.8%、事業進捗率は約95.2%とともに高いため、費用便益分析については行わない。	
	定性的効果の具体的な内容	[効果項目] 1) 都市形態規制機能（無秩序な市街化の連坦防止等の都市の発展形態の規制・誘導） 2) 心理的效果（緑による心理的安定効果，美しくおいしいのある都市景観の創出） [受益者] 主として大阪市北区民、及び区内に在勤、在学する人々	
	事業の必要性の評価	本公園に関しては、整備済区域と未整備区域を、未取得用地区域が遮断している状態であり、公園の機能向上や一体性の確保という視点からも、未整備区域の早期整備により現状を改善し、公園の一体性を確保することの必要性は高い。	
			評価 A～C

		事業開始時点 (昭和53年12月)	前回評価時点 (平成20年3月)	今回評価時点 (平成25年3月)
4 事業の実現見通しの視点	経過及び完了予定	都市計画決定 昭和22年度 事業採択年度 昭和53年度 着工年度 昭和53年度 完了予定年度 昭和55年度	都市計画決定 昭和22年度 事業採択年度 昭和53年度 着工年度 昭和53年度 完了予定年度 平成24年度	都市計画決定 昭和22年度 事業採択年度 昭和53年度 着工年度 昭和53年度 完了予定年度 平成29年度
	事業規模	約0.63ha	約0.63ha	約0.63ha
	うち完了分	-	用地取得面積 約0.61ha 整備済面積 約0.60ha	用地取得面積 約0.61ha 整備済面積 約0.60ha
	進捗率	-	用地取得率 約96.8% 工事進捗率 約95.2%	用地取得率 約96.8% 工事進捗率 約95.2%
	総事業費	約17億円	約54億円	約54億円
	うち既投資額	-	約53億円	約53億円
	進捗率	-	98.1%	98.1%
	事業内容の変更状況とその要因	事業内容や事業規模に変更はない。		
	未着工あるいは事業が長期化している理由	中之島西公園の未整備エリアは面積約0.03haの1区画であるが、本市の厳しい財政状況の中で、新たな用地買収、施設整備に時間を要しているため。		
	コスト縮減や代替案立案の可能性 (事業を進捗させるための対応策)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を活かし、排水施設やフェンス等の必要最低限の施設整備での公園の早期開設等を検討する。 ・二次製品(縁石等)の積極利用による、施設整備費の低減と工期の短縮を図る。 		
事業の実現見通しの評価	今年度(平成25年)に南東部未整備区域(用地取得済み)の整備予算を確保しており、また、これまで用地買収に難色を示していた地権者(2者のうち1者)との交渉可能性がでてきている。残りの未取得用地についても、本市の厳しい財政状況により積極的な用地買収が行えない状況にあるが、引き続き地権者の買収要望に応じた用地買収により事業を実施していく。			評価 C
5 事業の優先度の視点の評価	<p>[重点化の考え方] 重点化の位置づけはない。</p> <p>[事業が遅れることによる影響] 公園の連続性確保のためにも未整備区域の整備は必要であるが、それらを除いて面積で約95.2%が供用されており、一定の広場としての公園機能は果たされていることから、遅延による影響は少ない。</p>			評価 C
6 特記事項				
7 対応方針(原案)	中之島西公園は大阪の国際・文化・情報化などの新しい機能をもった中高層の建築物の整備に伴い、新しい都市景観の形成が進む中之島西部の西端に位置している。また、本公園が位置する中之島周辺は、水都大阪の再生に向けた様々な水辺事業が展開されている。本市の都市公園市民一人当たり面積は3.51㎡/人(平成25.4時点)で、政令市平均6.61㎡/人(平成24.3時点)の約半分となっており、政令市の中では最低値となっている。さらに本公園に関しては、整備済区域と未整備区域を、未取得用地区域が遮断している状態であり、公園の機能向上や一体性の確保という観点からも、未整備区域の早期整備により現状を改善し、公園の一体性を確保することの必要性は高い。本公園に関しては、今年度(平成25年)に南東部未整備区域(用地取得済み)の整備予算を確保しており、また、これまで用地買収に難色を示していた地権者(2者のうち1者)との交渉可能性がでてきている。残りの未取得用地についても、本市の厳しい財政状況により積極的な用地買収が行えない状況にあるが、引き続き地権者の買収要望に応じた用地買収により事業を実施していく。未取得用地の取得・整備にかかり、公園の機能向上や一体性の確保が必要であるが、用地未取得エリアの民地を除いて約95.2%が現在地域で開設・供用されており、一定の広場としての公園機能は果たされており、遅延の影響は少ないと考えられることから、事業継続(C)とする。			評価 C